

障害者権利条約の履行状況を検証する

特集 報告

第19条 地域社会へのインクルージョン

暮らしの場の選択を可能にする支援

秋保 喜美子・秋保 和徳
(聞き取り・構成) 児嶋 芳郎

はじめに

障害者権利条約「第十九条 自立した生活及び地域社会への包容」(政府公定訳、以下同様)では、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。」と規定されており、「(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(個別の支援を含む。)を障害者が利用する機会を有すること。(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。」と述べている。

ここでは私たちが結婚して現在に至るまでの地域生活をたどりつつ、障害者権利条約第十九条の

あきやす きみこ・あきやす かずのり
広島県廿日市市在住、全障研廿日市サークル

聞き取り・構成 こじま よしお 広島都市学園大学

規定と照らし合わせてみたい。

1 施設を出た理由

私たちは、ともに幼い頃から同じ施設に入所していたが、それぞれの進路を選び別の施設での生活を経て、広島県内の施設で再会した。障害者運動などをともにする中で結婚を意識するようになった。しかし、当時の入所施設では入所者同士の結婚は認められておらず、それを求める運動から展開する必要があった。そもそも障害者同士が結婚することが、まだまだ認識されていない時代であった。

運動の結果、結婚することは認められたものの、施設内での結婚の条件として、避妊手術を受けることを求められた。結婚のみではなく、障害者が子どもを生み育てることが、当たり前のことであるという認識がまったくなかったと言うしかない。だが、この認識は現在、完全に払拭されているのであろうか。

和徳は、もともと「障害のない人たちと同じように、地域社会で生活を送りたい」という思いを抱いていた。しかし、それは夢のようなものであるとも感じていた。だが、結婚に際して避妊手術を求められたことが大きな要因となり、喜美子の賛同も得て、地域生活を送ることを決意した。

施設で生活することが悪いわけではない。集団生活を送る上で、個々の入所者が快適に生活するための規則も必要であろう。それはあくまでもマナーとでもいうものではないか。しかし、当時の施設には、入所者を管理したり、職員が動きやす

くなるための規則が多数存在していた。職員が管理しやすい生活を強いられることは、自分自身の人生を歩むことにならない。これは、現在ものされた課題ではないか。施設に入所しつつ、自分自身が思い描く生活をつくりだすことが可能になるようなシステムが必要なのではないか。

2 地域生活のスタート

私たちは1977年に入所施設を退所し、地域での生活をスタートした。しかしそれは、生活の基盤が十分に整った中での船出では決してなかった。住まいは当時喜美子の両親が暮らしていた廿日市市がいいのではないかと考えたが、まったく土地勘のない場所であった。

和徳は、施設に入所している時からアマチュア無線を趣味としており、たまたま廿日市市の職員と無線を通してつながり市の情報を得ることができたものの、市営住宅には住民票を移してから3ヵ月間を経ないと入居することができないとのことであった。

障害者権利条約では、自身の選んだ地域で生活をすることができますと謳われている。しかし、まず最低限の条件が整っていないければ、それはまるでならない。私たちの状況を伝え、粘り強く交渉をしていく中で、何とか市営住宅に入居することができ、地域生活をスタートすることができた。

住居はめどが立ったものの、経済的な面では何の見通しもなかった。だが、和徳は元来から石橋を叩いて渡るという性格ではなく、まずは施設を出てから考えようと思っていた。地域生活をするためには働いて十分な収入を得てからなどと考えていると、その所得のめどはいつまで経っても立たない、ましてや障害のある二人が労働で収入を得ることは、加齢と障害の状況の変化によって歳を重ねるほどに困難になっていくであろうとの思いも背景にはあった。

喜美子の母親は当初反対したが、「私たちは障害のない人と同じように生活がしたい」と、地域生活に対する思いを伝えることで納得してくれ



和徳(左) 1951年生まれ、喜美子(右) 1949年生まれ。私たちは1977年に結婚し、40年をともに生活してきた。

た。そして、すぐに私たちが入居した市営住宅に越してきて、いろいろと手助けをしてくれた。この手助けがあったことで、その後の生活を維持することができたことは否めない。だが、私たちは生活費に対して援助をもらうことはなかった。私たちの生活を維持するために、両親の生活を圧迫したくないとの思いからであった。

地域で生活するためには、所得保障は非常に大きな課題である。私たちの収入は、二人の障害年金と生活保護費だけであった。当時、障害年金の額は年々増額していたが、障害年金があがった分生活保護費がカットされるので収入は同じである。しかも、当時はテレビやエアコンは贅沢品であると見なされ、生活保護受給者はもつことが許されなかった。和徳が情報を得るために使っていたアマチュア無線の機器も贅沢だと言われた。冬の暖房は灯油ストーブを使うように言われた。しかし、私たちは障害があるゆえに、給油することにたいへんな危険がともなう。また、情報を得ることも、障害のない人たちと同じようにはいかない。しかし、最初はそういう障害ゆえに抱える困難について、行政の理解を得ることはできなかつた。

そのような中で、喜美子の両親の手助けによって何とか生活を継続することができるという状況であった。しかしそれは、両親に何かが起こった時には、すぐに行き詰ってしまうという危ういものでもあった。それは、安心して未来に向かっていく生活ではなく、その日その日を何とかすごすという、非常に精神をすり減らすような生活で